

## 平成22年度国民年金保険料のお知らせ

国民年金保険料は、お支払方法によってお得な割引があります。

**平成22年度の国民年金保険料は、月額15,100円（年額181,200円）です。**

平成21年度国民年金保険料から440円引き上げとなります。

### 国民年金保険料を前納する場合の額

納付方法	納付期間	前納額
口座振替	1年前納	177,400円 (割引額3,800円)
	6カ月前納	89,570円 (割引額1,030円)
	1カ月前納(早割)	15,050円 (割引額50円)
現金納付	1年前納	177,980円 (割引額3,220円)
	6カ月前納	89,860円 (割引額740円)

口座振替による前納の引落日は、「1年前納」の場合は4月末日、「6カ月前納」の場合は、4月末日および10月末日となります(月末が休日の場合は、翌営業日が引落日になります)。

### 付加保険料(月額400円)を前納する場合の額

納付方法	納付期間	前納額
口座振替	1年前納	4,700円 (割引額100円)
	6カ月前納	2,370円 (割引額30円)
現金納付	1年前納	4,710円 (割引額90円)
	6カ月前納	2,380円 (割引額20円)

## あなたの年金は大丈夫?・・・加入記録の確認を!

### 基礎年金番号で記録を確認

年金の加入記録は、年金手帳や基礎年金番号通知書に記載されている「基礎年金番号」によって管理されています。

ご自身の年金への加入記録を確認する際や、届出、受給などの際に、基礎年金番号が必要となります。

「基礎年金番号が分からない」「何冊もある」という人は、お近くの年金事務所もしくは役場国民年金担当窓口にお問い合わせください。



ねんきん定期便には、加入期間などが記されています。お手元に届いたら、自分の加入記録に「もれ」や「誤り」がないか、必ず確認してください。

### 年金特別便と年金定期便

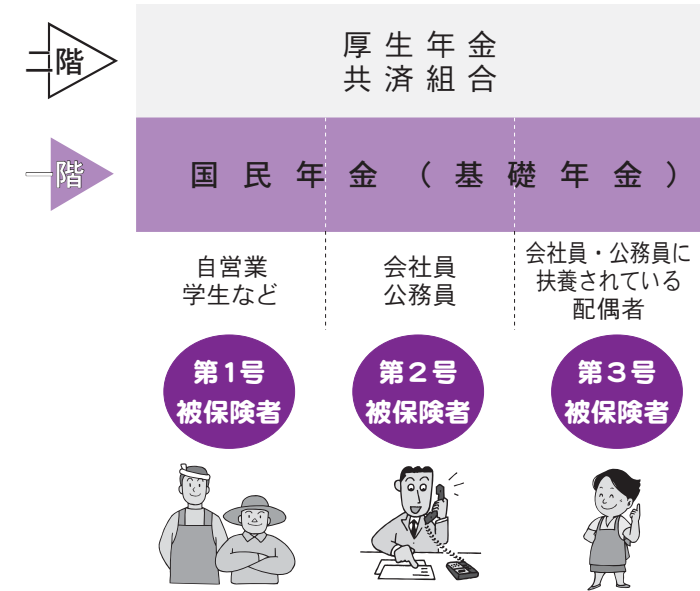
国は、すべての年金受給者および加入者に「ねんきん特別便」を送付し、加入記録の確認と回答をお願いしました。

平成21年度からは、国民年金と厚生年金に加入している人すべてに、毎年誕生月に年金に関する個人情報に記載された「年金定期便」が送付されています。

国民年金についてのご相談・お問い合わせは、役場町民福祉課町民生活グループ (☎26-7871) 苫小牧年金事務所 (☎0144-56-9003)

# 国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。



- ◆第1号被保険者(自営業・学生など)は送付される納付書にもとづき、保険料を納めます。  
※第2号、第3号被保険者は、国民年金保険料を個別に納める必要はありません。

平成22年度定額保険料 月額 1万5,100円  
老齢基礎年金 年額 79万2,100円

- ◆定額の保険料を納付する際に、あわせて保険料を納めると老齢基礎年金を受給するときに、上乘せの付加年金を受給することができます。

付加保険料 月額 400円  
付加年金 月額 200円×付加保険料納付月数

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています。自営業者だけでなく、会社員や公務員、専業主婦や学生なども、みんな国民年金に加入し、「基礎年金」という共通の年金が受けられるしくみです。厚生年金や共済組合などに加入している人には、「基礎年金」に上乘せする年金が支給されます。このような年金のしくみを「二階建ての給付」といいます。

**20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています**

- ◆60歳以降も希望により加入できます「年金額が満額に達しない」「受給資格期間が不足している」という60歳以上65歳未満の人は、「任意加入」して保険料を納めることができます。

## 年金について、もっと知りたいときは

年金制度に関する質問や個人の年金についての相談などは、電話や窓口などで対応しています。お気軽にお問い合わせください。

- 苫小牧年金事務所 ☎0144-56-9003  
年金についての質問や相談、口座振替の申し込みなどができます。相談時間の延長や休日年金相談の開設もしています。

- 役場町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871  
年金についての質問や免除制度などについての相談ができます。保険料の納付はできませんのでご注意ください。

- 日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>  
ホームページでは、制度の解説や年金に関する情報、全国の年金事務所の所在地などが見られるほか、年金見込み額の試算などもできます。

社会保険庁にかわり、平成22年から「日本年金機構」が設立されました。社会保険事務所は「年金事務所」と名称が変わりましたが、所在地の変更はありません。